

仕 様 書

1 業務名称

令和7年度 木川小学校・西中島小学校・木川南小学校学校適正配置検討会議 議事録作成業務委託（概算契約）

2 履行期間

契約日から、下記5に記載する最終の会議が開催された日の10開庁日後まで

3 業務の目的

木川小学校・西中島小学校・木川南小学校 学校適正配置検討会議における議事録の作成

4 議事録作成の対象

契約期間内で実施する木川小学校・西中島小学校・木川南小学校 学校適正配置検討会議

5 学校適正配置検討会議スケジュール（予定）

開催場所	予定時期	時間
指定する場所	令和7年6～7月頃	2時間 (平日夜)
指定する場所	令和7年9～10月頃	2時間 (平日夜)
指定する場所	令和7年11～12月頃	2時間 (平日夜)
指定する場所	令和8年2～3月頃	2時間 (平日夜)

※開催場所については、木川小学校・西中島小学校・木川南小学校・淀川区役所のいずれかを本市が指定する。

※回数、時間は、会議の進捗状況により増減する場合がある。

【参考】会議の開催方式

会議室の広さ	会議出席者
小学校の普通教室あるいは講堂（体育館）程度	約20名

6 業務の内容

- （1）会議の速記・録音を行い、議事録を作成する。なお、傍聴席の録音は行わない。
- （2）反訳に当たっての用字・用語等については、国会会議録用字例または（公社）日本速記協会発行の「標準用字用例辞典」によるものとする。
- （3）業務の遂行にあたっては、（公社）日本速記協会が認定する速記技能検定1級、2級、3級のいずれかを保持する者が携わること。
- （4）会議の場所及び日時は、開催日の概ね2週間前に本市担当者から連絡を行う。
- （5）開催日の1開庁日前までに、当日従事する速記者の氏名及び会場到着予定時刻を淀川区役所保健福祉課（こども教育担当）あて電子メールにより報告すること。

7 委託料の支払

- ・この契約は、概算契約であり、この仕様書及び契約書記載の業務委託料は発注者の都合により増減することがある。契約当初においては概算で契約するが、後日、履行期間内の実履行数量（議事録作成対象時間）により確定するものとする。
- ・業務委託料の確定は、履行期間内の各会議の実履行数量（議事録作成対象時間）に（様式1）に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。
- ・各会議時間において1時間に満たない端数が生じた場合は、15分単位で切り上げて計算し、15分単価は1時間単価の4分の1とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（例：端数が10分の場合＝1時間あたりの単価の4分の1）

- ・委託料には、速記料から反訳・データ化、成果物の納品までの経費を含む。
- ・委託料は、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。
- ・年度途中において事業実績の増加により年間委託料が当初契約金額を超過する見込みとなった場合は、速やかに発注者と協議すること。

8 成果物

- ・議事録（Microsoft Office Word 形式）
- ・音声ファイル（MP3 形式）
- ・業務完了報告書（様式2）

9 納品方法・期限

会議開催後、原則10日以内に成果物をCD-R等の記録媒体で納品するとともに、淀川区役所保健福祉課（こども教育）あて電子メールにより議事録のデータを提出すること。提出期限日が閉庁日の場合は翌開庁日を提出期限日とする。

10 その他

- （1）本仕様書に定めのない細部の事項については、別途本市の指示に従うこと。
- （2）本市が提供した資料等については、議事録納品時に返却するものとする。
- （3）応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- （4）本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、本市職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。
- （5）本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- （6）別紙「特記事項」の規定を遵守すること。

11 問合せ先

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3
大阪市淀川区役所 保健福祉課（こども教育）
TEL：06-6308-9414 FAX：06-6303-6745
E-mail: tl0011@city.osaka.lg.jp

(様式1)

内訳明細書

	単価（1時間）	数量	合計
議事録作成料	〇,〇〇〇円	〇時間	〇,〇〇〇円
		消費税	〇,〇〇〇円
		合計	〇,〇〇〇円

(様式2)

業務完了報告書

令和 年 月 日

大阪市淀川区長 様

受注者
氏名 ○○ ○○

次のとおり議事録の作成業務を完了しましたので報告します。

記

委託業務名	令和7年度 木川小学校・西中島小学校・木川南小学校 学校適正配置検討会議 議事録作成業務委託
会議名	令和○年○月○日 木川小学校・西中島小学校・木川南小学校 学校適正配置検討会議
会議開催日時	令和○年○月○日 ○時間○分 (○:○~○:○)

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（教育委員会事務局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（教育委員会事務局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。